

「新たなモビリティ安全対策 WG」全ト協意見

電動キックボードなどにかかる交通安全対策

○電動キックボードなどへのナンバー表示の義務付けと、交通ルールを遵守できる環境整備

理由：

1. 車輪付きの板の上に乗員が立ち乗る構造の「キックボード」については、「電動式」とそれ以外とが混在し、運転席が高いトラックのドライバーからは、道路走行中などでは、容易に確認・判断ができません。
2. 外観が同じような車体のものが、かたや「歩道走行のみ」とか、「公道も走行可」など、外部から瞬時に判別できないことは、通行の安全確保の観点から、何らかの改善が必要です。
3. また、「小型低速車」などは歩道でなく「公道走行」を前提とするならば、利用者の交通ルールの規範意識向上や、公道走行を行う者としての「責任と自覚を促す」観点からもナンバープレートの表示を義務付けるなど、「道路交通法」や、「道路運送車両法」の規定が適用される車両であることを明確にする必要があるものと考えます。
4. 一部報道では、電動式キックボードによるひき逃げ事件も発生しており、ナンバーの義務付けにより、目撃者情報などによる車両の特定など、社会的監視下での「適正利用の促進」も期待できるものと考えられます。
5. また、混在交通下のなかで、「小型低速車」などの利用者に対する交通ルールの遵守や、交通事故防止意識の醸成を図るためには、最低限守るべき「交通ルールを会得できる機会の創設」もご検討願いたい。

電動キックボードなどに求める車両の安全対策

○電動キックボードなど動力を有する公道走行用車両への安全対策

理由：

1. 「小型低速車」など公道での安全確保を図るため、動力を有する車両には保安装置の装備要件を課すとともに、リコール制度の準用や人身傷害・物損賠償保険加入の義務付けをしていただきたい。
2. 特に、夜間にける交通事故防止対策の実効性を期すためにも、前照灯、尾灯、ナンバー灯、制動灯、方向指示器、後部反射器などの装備要件は必須と考える。
3. また、「小型低速車」などの乗員に対するヘルメットの着用の義務付けにより、不慮の事故等による乗員保護も必要ではないか。

広報・周知活動等の推進

○新たな制度にかかる効果的な広報・周知活動の展開

理由：

1. 電動キックボード運転者が逮捕された事案では、ヘルメットの着用、サイドミラーやナンバープレートの装着や軽自動車税なども必要となるが、運転免許以外の条件は満たしていなかった、との報道があります。
2. 新たな制度を導入し、運用する際には、交通参加者全員に幅広く行き届き、また、新たな制度が根付き、醸成につながるような、より効果的な周知活動を展開していただきたい。
3. 特に、「小型低速車」などに課せられる諸規制について、製造メーカーや販売店、輸入・販売事業者、電動キックボードなどの貸渡を業とする者などには、関係法令の遵守や、取扱い上の注意点などについて、当該車両を利用する者に対する指導・啓発する仕組みを構築する必要がある。
4. また、交通規制や、車両の構造・装置に係る諸規制が多岐にわたるような場合には、関係省庁等が連携し、道路利用者すべての安全確保を第一優先としたルールを策定するとともに、適正利用に資する広報・啓発活動を広く展開する必要があるものと思われる。